

1 特定事業主行動計画に基づく取組の状況の公表(女性活躍推進法第19条第6項)

(1) 意識改革・働き方の見直し

● 時間外勤務時間数

めざす方向性：減少

年度	月平均時間数	取組内容
R1 (基準値)	17時間	「時間外勤務の適正化方針」に基づき、定時退庁日の推進などにより、その縮減に努めた。
R2	12時間	同上。また、新型コロナウイルス感染症対応業務に最優先で取り組むため、不急業務の休止・延期等を実施した。
R3	13時間	同上。部局を超えた応援体制でワクチン接種などの業務増に対応するとともに、時差出勤の恒久制度化など柔軟な働き方が可能な職場環境の整備に努めた。
R4	10時間	同上

※出退勤システムで時間外勤務時間を管理する職員を対象とする。

● 年次有給休暇の取得日数

めざす方向性：増加

年度	年間平均取得日数	取組内容
R1 (基準値)	11日と6時間	家族の記念日、子育てや学校の行事など、計画的な取得を推進した。
R2	12日と2時間	同上
R3	12日と5時間	同上。「ワーク・ライフ・バランス推進期間」を設定し、夏季休暇と併せての連続取得を推進した。
R4	13日と6時間	同上。年間5日間の年次有給休暇を計画的に取得することができるよう年度当初に取得日の事前設定を行う取組を推進した。

※短時間勤務職員、他機関への派遣職員、年度途中における採用・退職、休業・休職職員を除く。

(2) 両立支援

● 育児休業などの取得率

めざす方向性：女性職員の取得率100%維持、男性職員の取得率増加

年度	女性	男性			取組内容
	育児休業	育児休業	配偶者出産休暇	育児参加休暇	
R1 (基準値)	100%	0%	80%	90%	職場の理解を深め、取得しやすい雰囲気の醸成を図るとともに、周知に努めた。
R2	100%	43%	93%	86%	同上
R3	100%	64%	91%	91%	同上
R4	100%	63%	100%	88%	同上

(3) 女性職員の活躍推進

- 職員に占める女性職員、管理職に占める女性管理職の比率

めざす方向性：増加

年度	職員に占める比率	管理職に占める比率	取組内容
R2 (基準値)	34.9%	12.1%	男女の区別なく個人の能力により処遇し、適材適所の登用に努めた。
R3	35.3%	10.3%	同上
R4	35.4%	11.3%	同上
R5	34.8%	13.5%	同上

(各年4月1日現在。特別職、暫定再任用及び会計年度任用職員を除く。)

2 女性の職業選択に資する情報の公表(女性活躍推進法第21条)

(1) 職業選択における機会の提供に関する実績

- 採用した職員に占める女性職員の割合

職種	職員数	(うち女性)	
事務職	8人	2人	25%
保健師	2人	2人	100%
技術職	3人	1人	33%
消防職	3人	0人	0%

※事務職には、大阪府教育委員会からの割愛職員を含む。

※令和5年4月1日採用者

※特別職、暫定再任用及び会計年度任用職員を除く。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

- 平均継続勤務年数の男女の差異

	男性	女性
平均勤続年数	14.0年	10.7年
(参考) 職員の平均年齢	39.8歳	38.4歳

(令和5年4月1日現在)

※平均勤続年数は、特別職、暫定再任用及び会計年度任用職員を除く。

※平均年齢は、特別職及び短時間勤務職員を除く。

(3) 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和4年度）

● 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
正職員 (任期の定めのない常勤職員)	82.7%
暫定再任用職員・会計年度任用職員 (任期の定めのない常勤職員以外の職員)	102.8%
全職員 (正職員・暫定再任用職員・会計年度任用職員)	59.0%

※会計年度任用職員については、社会保険加入者（週の所定労働時間が20時間以上）以外の職員を除く。

● 「正職員（任期の定めのない常勤職員）」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

ア 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長・次長級職員	101.5%
課長・施設長級職員	99.1%
係長級職員	112.1%

イ 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	83.6%
26～30年	88.8%
21～25年	84.4%
16～20年	81.4%
11～15年	89.2%
6～10年	97.1%
1～5年	86.7%

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出。